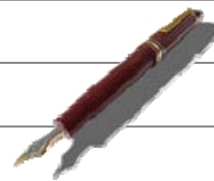


個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、来月は社会保険の算定基礎届がありますので、早めに準備しておきましょう。

2011年6月

お仕事備忘録



- 1. 個人住民税の特別徴収(新年度がスタート)
- 2. 個人住民税の納期の特例
- 3. 夏期賞与の支給
- 4. 障害者、高年齢者雇用状況の確認
- 5. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」作成準備
- 6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備
- 7. 梅雨どきの対策

1. 個人住民税の特別徴収(新年度がスタート)

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

2. 個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすれば納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。

毎月納付の手間は省けますが、1回に納める金額は大きくなるので、資金が不足しないように計画を立てておきましょう。

3. 夏期賞与の支給

賞与を支給した場合にも社会保険料を徴収し納付する義務があり、支給日より5日以内に所轄の年金事務所に健康保険・厚生年金保険賞与等支払届を届け出ることになっています。

4. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

障害者および高年齢者の雇用状況報告書(6月1日現在)の提出期限は7月15日となっていますが、管轄のハローワークによっては6月末までに提出してもらうようアナウンスしています。早めに人数を確認しておきましょう。

5. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」作成準備

健康保険・厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届の提出期間は、7月1日から7月11日までとなっています。6月給与確定後、報告の必要な人の選定、報酬額の計算、届出書の準備など提出期限に備えましょう。

6月に健康保険組合・年金事務所による説明会が開催されるので事務処理・提出予定日等を確認するために参加するとよいでしょう。

6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

お中元の発送リストを各部門から提出してもらい、重複個所がないかなどのチェックの後、デパートなどで贈答品を選び、発注しておきましょう。

贈答の品は持参するのが正式ですが、デパートから配送する場合も増えています。この場合は、別便で手紙を送りましょう。

日本郵便のWebサイト上で暑中見舞い用の郵便葉書(かもめ〜)による手紙を作成することも可能ですが、いずれにしろ挨拶文の印刷は早めに済ませ、同時進行で差出先の名簿を整え、宛名書きも始めましょう。

7. 梅雨どきの対策

雨の多い季節となりました。6月11日は暦の上では「入梅」です。

夏が近づき、蒸し暑くなる日も増えるため、梅雨どきの対策として以下の点に気を配りましょう。

- ◆ 浸水などの災害対策の確認
- ◆ 湿気などによる不良在庫の発生防止
- ◆ 郵便物や輸送物の水漏れ対策
- ◆ 降雨による自動車事故の防止
- ◆ 食中毒の防止対策や健康面の管理

社内備品の不良個所の修繕手配、社員への告知はもちろんのことですが、特に飲食・食品関連業、社員食堂をもつ企業や工場では衛生管理に気をつけたいところです。